

選管第53号
令和7年5月26日

指定病院の長
指定老人ホームの長
指定身体障害者支援施設の長
指定保護施設の長
富山刑務所長
富山刑務所高岡拘置支所
各警察署長
富山少年鑑別所長
各市町村選挙管理委員会委員長
(参考送付)

様

高岡市選挙管理委員会
委員長 杉森 成実

高岡市長選挙における不在者投票の管理執行について

高岡市長選挙が、令和7年6月29日（日）に執行予定です。

つきましては、貴院に入院中又は貴施設に入所中の選挙人（以下「入院者等」という。）の不在者投票について、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項の規定により、貴職に不在者投票管理者としての事務を行っていただくことがありますので、下記の事項にご留意のうえ、不在者投票の適切かつ円滑な管理執行について格別のご配慮をお願いします。

なお、不在者投票制度は、選挙人が一般の投票所以外の場所で、選挙期日前に投票できる例外的な制度であることから、不正の混入を避け、その濫用を防止するなどの点から、法令においてその要件や手続き等が詳細に定められています。

貴職におかれては、この点を十分ご認識いただき、下記の事項を厳守のうえ、不在者投票を厳正に管理執行されるよう特にご留意をお願いします。

記

第1 選挙期日等について

- (1) 選挙期日 令和7年6月29日（日）
- (2) 選挙期日の告示 令和7年6月22日（日）

第2 投票することができる者

- (1) 日本国民で平成19年6月30日までに出生した者
- (2) 令和7年3月21日までに高岡市に住民登録し、引き続き市内に3カ月以上住んでいる者
以上の2つの要件を満たす者

第3 不在者投票をすることができる期間

令和7年6月23日（月）から6月28日（土）まで
（各施設においては、毎日午前8時30分から午後5時まで）

第4 指定病院、指定老人ホーム等において不在者投票ができる者

当該選挙における選挙権を有する入院者等で、選挙の当日に歩行が困難であることが見込まれる者及び選挙の当日、刑事施設または代用刑事施設に収容中であると見込まれる者が対象となります。

ただし、その属する投票区の区域外の病院等に入院（入所）中の者は、歩行困難でなくとも不在者投票をすることができます。

第5 不在者投票の手続き

1 「投票用紙」及び「不在者投票用封筒」の請求方法

(1) 請求先

〒933-8601 高岡市広小路7番50号
高岡市選挙管理委員会委員長
TEL 0766-20-1464

(2) 請求の方法

ア 入院者等が自ら請求する場合

「宣誓書兼請求書」（別紙様式第1）により、入院者等が直接又は郵便により請求することができます。

注 意

- ① 当該病院若しくは各種施設等又は高岡市以外の市町村において投票しようとする場合においては、上記の請求をする際に併せてその旨を申し立てることが必要です。
- ② 点字によって投票しようとする場合においては、①と同様その旨を申し立てることが必要です。
- ③ 当該請求人が船員である場合は、上記「宣誓書兼請求書」のほか、船員用の「選挙人名簿登録証明書」の提示が必要です。

イ 不在者投票管理者である院長若しくは各種施設の長又はその代理人（以下「院長等」という。）が、入院者等の依頼を受け、入院者等に代わって請求する場合

院長等は、入院者等から「投票用紙」及び「不在者投票用封筒」の請求の依頼を受けたときは、当該入院者等に「投票用紙及び不在者投票用封筒請求依頼書」（別紙様式第2）に所定の事項を記入させ、「請求書」（別紙様式第3）により、入院者等に代わって請求することになります。

なお、この場合には、本人の「宣誓書兼請求書」は不要です。

注 意

- ① 選挙人の氏名、住所及び生年月日は、正確に記入してください。
- ② 「投票用紙及び投票用封筒請求依頼書」は、後日の証拠書類となりますので、院長等において厳重に保管してください。
- ③ 院長等は、依頼を受けた選挙人が点字によって投票しようとする場合又は船員である場合は、上記アの注意②及び③に準じてその旨を申し立て、又は提示してください。
- ④ 院長等が候補者となった場合、又は外国人である場合は不在者投票管理者となることはできません。
- ⑤ 上記④の場合又は院長若しくは各種施設の長に事故があり、若しくは欠けた場合においては、院長等の職務を代理すべき者（病院及び介護老人保健施設においては、院長の職務を代理すべき医師又は歯科医師に限られます。）が不在者投票管理者となります。
- ⑥ 入院者等の不在者投票については、上記アの方法によらず、なるべくイの方法による代理請求をするように指導をお願いします。
- ⑦ 不在者投票を請求した場合、二重投票防止のため期日前投票や当日投票所での投票ができません。退院等で当該病院又は各種施設での不在者投票を行わなくなった際は、直ちに高岡市選挙管理委員会（TEL 0766-20-1464）へご連絡ください。

2 「投票用紙」及び「不在者投票用封筒」の交付、受領

ア 入院者等が自ら直接又は郵便をもって請求した場合

請求を受けた高岡市選挙管理委員会の委員長は、「投票用紙」及び「不在者投票用封筒」を当該選挙人に直接交付し、又は郵送します。（請求を受けたのち、6月23日（月）以降直ちに郵送します。）

なお、当該病院若しくは各種施設又は高岡市以外の市町村において投票しようとする旨の申し立てを受けた場合は、「不在者投票証明書用封筒」（参考1）に封入した「不在者投票証明書」（参考2）を当該選挙人に併せて交付又は郵送します。この際、「不在者投票注意書」も同時に交付又は郵送されますので、これらを確認のうえ、誤りのないようにお願いします。

イ 院長等が代理して請求した場合

請求を受けた高岡市選挙管理委員会の委員長は、「投票用紙」及び「不在者投票封筒」を院長若しくは各種施設の長に直接交付し、又は郵送します。（この場合「不在者投票証明書」は交付又は郵送しません。）

注 意

点字投票用の投票用紙を請求した場合には、投票用紙に「点字投票」の表示があるか確認をお願いします。

3 不在者投票の方法及び手続き

上記2の手続きによって「投票用紙」及び「不在者投票用封筒」の交付を受けた入院者等は、院長等の管理の下で次により不在者投票を行うこととなります。

- (1) 院長等は、入院者等が自ら直接請求したものについては、入院者等に「投票用紙」及び「不在者投票用封筒」の提出を求め、これを点検し、「不在者投票証明書」を封筒のまま提出させ、その封筒を開き、当該証明書が本人のものであるかどうかを確認してください。「不在者投票証明書」の入っている封筒が開披されている場合は投票させてはなりません。
- (2) 投票を記載する場所において、投票用紙に自書させてください。

注 意

投票記載場所について

- ① 投票記載所の設営については、略図（参考3）に準じて設営してください。
- ② 投票の秘密を守れるよう設営してください。
- ③ 投票の記載が窓から見えるような設営は行わないでください。
- ④ 候補者の氏名等の掲示はできないことになっています。

- (3) 配置する事務従事者数については、十分配慮をお願いします。

- ・不在者投票管理者・・・院長等
- ・立会人・・・選挙権を有する者の中から1名以上
- ・事務補助者 ・投票用紙を交付する人
 - ・投票後、封筒等に必要事項が記載されているか確認する人
 - ・入院者等が代理記載を希望する際の補助者等

注 意

投票立会人の数に制限はありませんが、これを欠くときは、当該不在者投票は**無効**となります。

- (4) 院長等は、投票しようとする選挙人が本人であるかどうか疑わしいようなときには、可能な限り調査し、本人であることを確認のうえ投票させなければならず、疑わしいまま投票させないでください。
- (5) 自書を終わった投票用紙は、まず「内封筒」(参考4)に入れ封をしたうえ、「外封筒」(参考5)に入れてさらに封をさせてください。
- (6) 上記(5)の外封筒の表面に入院者等の氏名を自書させ、直ちに院長等に提出させてください。
- (7) 院長等は、入院者等から投票用紙の入った外封筒を受け取り、当該外封筒に次の事項を記載し、及びこれに記名し、かつ、投票立会人に署名させてください。

立会人の署名は、必ず立会人が自署してください。

- | | | |
|------------|---------------------------|----------------------|
| ・ 投票年月日 | 令和7年〇月〇日 | } ゴム印等で差し支え
ありません |
| ・ 投票場所 | △△病院〇〇室 | |
| ・ 不在者投票管理者 | △△病院 院長〇〇〇〇 | |
| ・ 立会人 | ××××————— 必ず立会人が自署 | |

※記入もれ等がないか必ず確認してください。

4 代理投票

入院者等が心身の故障その他の事由のため、投票を自書できないときは、次により代理投票をすることができます。

- (1) 入院者等は、代理投票により投票したい旨を院長等に申請します。
- (2) 院長等は、上記の申請に基づいて、投票立会人に意見を聞き、当該入院者等の投票を補助すべき者**2人**(投票立会人を補助者としな^いこと。)を投票所の事務に従事する者のうちから定めてください。この場合、補助者となる者の承諾を得てください。
- (3) 補助者の一方の立ち合いの下に、他方の一人に当該入院者等が指示する候補者の氏名を投票用紙に記載させ、本人に確認をさせた後、前記3(5)に準じて封をし、さらに当該外封筒の表面に当該入院者等の氏名を記載させてください。
(外封筒表面の(代理記載人)の欄は、代理投票の仮投票の場合のみに記載することとなります。それ以外の場合は記載する必要はありません。)
- (4) その他の手続きはすべて上記3に準じます。

注 意

- ① 本人投票が原則ですので、あえて代理投票すべき事由がないと認められるときは、投票立会人の意見を聞いてなるべく選挙人自ら投票するように指導をお願いします。
- ② 投票を補助すべき者が選挙人本人の意思を確認できないときは投票できません。

(5) 代理投票の仮投票

次の場合は、選挙人に仮投票させなければなりません。

ア 院長等が、代理投票事由がないと認めて、立会人の意見を聞いて、その拒否を決定したことについて、入院者等に不服があるとき。

イ 院長等は、代理投票事由があると認めたが、これについて立会人に異議があるとき。

これらの場合においては、上記(1)～(4)の手続きによるほか、院長等は、投票用紙に候補者の氏名を記載した補助者に、その者の氏名を投票用外封筒の表面（代理記載人）の欄に自書させなければなりません。

(6) ベッドの上での投票

原則としてベッドの上では不在者投票をすることはできませんが、選挙人が重病人で歩行困難な状態にある場合には、不在者投票管理者の管理の下で立会人が立ち会って行う限り、ベッドの上で投票することができます。

この場合には、投票の秘密保持や投票の取扱いに十分注意してください。

また、付き添いの者等、選挙人でない者が記載することが絶対にないようお願いします。

第6 不在者投票の送致

- 1 院長等は、「投票用紙」の入った「不在者投票用封筒」を整理し、「投票の送致について」（別紙様式第4）を記入（返還者についても記入）します。

「不在者投票用封筒」を「投票の送付について」の記入順に並べ、それらを他の適当な封筒に入れて封をします。

この場合、入院者等が投票用紙等を自ら直接請求し、交付を受けたときは、「不在者投票証明書」がありますので、「不在者投票用封筒」とともにこれも同封してください。

注 意

- ① 何らかの理由で投票できなくなった者がいる場合、その「投票用紙」と「不在者投票用封筒」もそのまま返送して下さい。
- ② 上記の封筒の表面に「不在者投票在中」と朱書で明記し、その裏面に記名し、印（院長印）を押してください。
- ③ 高岡市選挙管理委員会の委員長に遅くとも投票日の前日（6月28日）までに到達するように送致又は郵送（簡易書留又は書留扱い）してください。
- ④ 別紙様式第4の送付書は2通作成して、1通は院長等において保存しておくことが、事務処理と証拠保全の見地から望ましいと考えられます。

第7 その他の事務取扱い上の留意点

- 1 院長等が（公務員でない場合でも）その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることは禁止されているので注意してください。
- 2 院長等の管理する投票を記載する場所には、選挙運動用ポスター及び政治活動用ポスター、立札並びに看板の類を掲示できないので注意してください。
- 3 選挙期間中、施設内に候補者の氏名等を記載したポスター等を掲示することは禁止されています。
- 4 事務の管理及び執行にあたっては、自由及び公正を心がけ、投票の秘密保持を期し入院者等の投票に干渉したり、威圧を加えることのないようにしてください。
- 5 入院者等からの投票用紙等の請求の依頼がないときは、いかなる場合でも入院者等に代わって請求することはできません。
- 6 期間が短く、事務が集中するため、投票用紙等の請求はお早めをお願いします。（追加分については随時）
- 7 今回の不在者投票に係る「依頼書」、「請求書」の写し及び「投票の送致について」の写しは、投票に関する書類として、当該公職の在任期間中、不在者投票管理者の管理下において、厳重に保管願います。
- 8 事故が発生した場合は、直ちに選挙管理委員会へ連絡してください。
- 9 不在者投票に要した費用は、選挙終了後、「不在者投票者数の調」（別紙様式第5）により、当該報告に基づき口座振込により送金されることとなります。

第8 よくある質問

- Q 不在者投票所に候補者の名前を掲示できないか。
- A たとえ、選挙人の便宜を図るためであっても、投票記載場所やその周辺に候補者の氏名等を掲示することは出来ません。（公職選挙法施行令第125条の4）。
- 投票所の外に、選挙公報等を置いておくことは可能です。また、選挙人が、自分の

意志で、メモや選挙公報等を投票記載場所に持ち込むことも可能です。この時、選挙人が、他の選挙人に見せることのないよう、十分注意してください。

参考 郵便による不在者投票

- ① 身体に法令で定める重度の障害があり、投票所に行けない人が現在する場所（家庭、病院等）において投票用紙に記載し、それを郵送することによって投票する制度があります。
- ② 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている入院者等で一定の障害の程度にある者、介護保険法上の要介護者で、介護保険の被保険者に要介護5である者が郵便投票証明書や投票用紙等の交付を希望する場合は、可能な範囲で便宜を図っていただくようお願いします。
- ③ 入院者等で郵便等による不在者投票をできる者がいる場合は、不在者投票管理者のもとにおける不在者投票、郵便等による不在者投票のいずれかを選択できることとなりますが、なるべく不在者投票管理者の下における不在者投票を行うようお願いします。